

山梨県公報

第千九百九十五号

平成十三年
五月二十四日

木 曜 日

目次

使用料の徴収事務の委託(二件).....	一九七
土地改良区の定款の一部変更の認可.....	一九七
公告	
土地改良区役員の退任及び就任(二件).....	一九七
公安委員会	
遊技機の型式の検定について.....	一九九
平成十三年度交通誘導警備二級検定の実施について.....	二〇〇
その他	
落札者等の決定について.....	三〇一
正誤	
昭和四十九年十二月二十三日付け号外第八十八号中.....	三〇一

告示

山梨県告示第二百七十四号
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。
 平成十三年五月二十四日

山梨県知事 天 野 建

一 委託の相手方
 山梨県江曾原千四百八十八番地 財団法人山梨県公園公社

二 委託に係る使用料
 山梨県笛吹川フルーツ公園の有料公園施設及び設備器具の使用料

三 委託の期間
 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

山梨県告示第二百七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。
 平成十三年五月二十四日

山梨県知事 天 野 建

一 委託の相手方
 甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県民スポーツ事業団

二 委託に係る使用料
 山梨県小瀬スポーツ公園、山梨県富士北麓公園、山梨県御勅使南公園及び山梨県富士川クラフトパークの有料公園施設及び設備器具の使用料

三 委託の期間
 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

山梨県告示第二百七十六号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十三年五月十六日村山六ヶ村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。
 平成十三年五月二十四日

山梨県知事 天 野 建

公告

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、竜王町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十三年五月二十四日

山梨県知事 天 野 建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理 事	藤 巻 義 麿	中巨摩郡竜王町西八幡一八〇一番地二	平成十三年四月二十九日
同	大八木小太郎	富竹新田五八五番地	同
同	土橋 健一	竜王新町二二三四番地	同

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年五月二十三日までとする。
平成十三年五月二十四日

山梨県公安委員会
委員長 風間善樹

同	志村 康茂	地同	西八幡三五四六番	同
同	清水富貴雄	同	万才五〇四番地	同
同	池神 哲子	同	篠原一八七五番地	同
同	雨宮 貞夫	同	名取七五五番地	同
同	名取 國士	同	西八幡三五五〇番	同
同	渡辺 定広	同	篠原一七五〇番地	同
同	齋藤 光也	同	竜王一九九八番地	同
同	深沢 讓次	同	西八幡四三一八番	同
同	小宮山保夫	同	竜王新町三四二番	同
同	鶴田 虎男	同	篠原九三八番地	同

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、相川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十三年五月二十四日

一 退任
山梨県知事 天野 建

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中沢 賢一	甲府市塚原町七八一番地	平成十三年四月十四日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	岡 憲幸	甲府市塚原町三三七番地	平成十三年四月十五日

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目二番九号	遊技機の種類及び区分 ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	型式名 CRむし虫ランドEX 株式会社エース電研
株式会社アリストクライトテック 東京都世田谷区新町二丁目二番一六号	遊技機の種類及び区分 回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)種特別電動役物	型式名 パネコデコパン 株式会社アリストクライトテック
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	遊技機の種類及び区分 ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	型式名 CRスイーパーJ 株式会社ニューギン
株式会社ダイドー 代表取締役 毒島廣治 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	遊技機の種類及び区分 ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	型式名 CRゴーアツゴちゃんGP 株式会社ダイドー

株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一三番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	イレグイ 株式会社 メイシー 販売	一四〇〇八六
株式会社エレコ 代表取締役 宇田川和富 東京都江東区有明三丁目一 番二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ウイニン グステイ 株式会社 エレコ	一四〇〇九七
株式会社銀座 代表取締役 伊藤博吉 愛知県名古屋市中区大幸一丁 目一〇番一五号	ぱちんこ遊技 機規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	ツインウ イーブン X 株式会社 銀座	一〇〇〇七六

平成十三年年度交通誘導警備二級検定の実施について
警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第十一条の二に規定する検定を次のとおり
実施する。
平成十三年五月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

- 一 実施する検定の種別及び級
交通誘導警備二級
- 二 実施日時
平成十三年八月二十九日(水)午前八時三十分から午後五時まで
- 三 実施場所
甲府市小瀬町八四〇番地小瀬スポーツ公園内武道館(電話〇五五 二四三 三二一)
- 四 受検定員
五十人
- 五 検定試験の内容
1 学科試験

- (一) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- (二) 法令に関すること。
- (三) 車両等の誘導に関すること。
- (四) 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- 2 実技試験
 - (一) 車両等の誘導に関すること。
 - (二) 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- 六 受検資格
 - 1 山梨県内に住所を有する者
 - 2 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員
 - 3 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。
十八歳未満の者
- (一) 警備業法第三条第一号から第五号までのいずれかに該当する者
- (二) 検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者
- (三) 受検手続
 - 1 提出書類
 - (一) 検定を受けようとする者は、その住所地(検定を受けようとする者が山梨県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に次の書類を提出しなければならない。
 - 山梨県内に住所を有する者
 - 検定申請書(正副二通)
 - 履歴書及び住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)
 - 警備業法第三条第一号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書及び東京法務局の登記事項証明書
 - 警備業法第三条第五号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
 - 警備業法第三条第一号から第五号までに掲げるいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 写真 二枚(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)
 - 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員
前記(一)の書類
 - 当該営業所に属することを疎明する書面

2 受付期間

- (一) 平成十三年七月十六日(月)から同年七月三十日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前九時から午後五時までとする。
なお、郵送による申請は受け付けない。
- (二) 受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。

八 受検手数料 二万二千円(山梨県収入証紙で納付すること。)

なお、受検手数料は、申込みを取り消し、又は受検しなかつた場合でも還付しない。

九 携行品

受検票、筆記用具、警笛、運動靴及び軍手

十 受検に関する問い合わせ先

- 山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇五五 二三五 二二二一内線七一五二一)又は山梨県内の各警察署生活安全課(係)

その他

落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年五月二十四日

山梨県立中央病院管理局长 山 田 勲

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県立中央病院管理システム運用業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十三年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ワイ・シー・シー 山梨県甲府市飯田三丁目一番二号

五 随意契約に係る契約金額

三千五百二十一万七千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

昭和四十九年十二月二十三日山梨県条例第四十号(山梨県高等学校定時制課程修学奨励金貸付条例を制定する条例)

二	上	終わりから九	経済的收入	経常的收入
---	---	--------	-------	-------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番